

平成28年12月1日

茨城県議会議長 小川 一成 殿

茨城県議会改革推進会議
座 長 田山 東湖

茨城県議会の改革について(答申)

平成27年6月18日に本推進会議に諮問のあったことについて、別紙のとおり答申します。

記

- I. 議員定数・選挙区の在り方について・・・別紙1
- II. 議員報酬について・・・・・・・・・・・・・・・・別紙2

I. 議員定数・選挙区の在り方について

1. 議員定数及び選挙区についての基本的な考え方

県議会の役割の重要性、本県議会議員の1人あたりの人口が全国で11番目に多いことから、大幅な定数減は前提としないが、逆転現象選挙区は解消し、1票の格差は2倍以下に是正する。

また、議員1人あたりの人口の少ない1人区選挙区は、1票の格差是正等のために合区をするなど、1人区選挙区を減らす。

2. 見直すべき選挙区

- ①牛久市選挙区は、定数を1名増やして2名にする。
- ②つくば市選挙区は、定数を1名増やして5名にする。
- ③龍ヶ崎市選挙区は、取手市選挙区の利根町を加え、定数を1名増やして2名にする。
- ④日立市選挙区は、定数を1名減らして4名にする。
- ⑤取手市選挙区は、利根町を除き、定数を1名減らして2名にする。
- ⑥潮来市選挙区と行方市選挙区を合区して、定数を1名減らして1名にする。
- ⑦鉾田市選挙区と東茨城郡南部選挙区を合区して、定数を1名減らして2名にする。
- ⑧高萩市選挙区と北茨城市選挙区を合区して、定数を2名にする。
- ⑨坂東市選挙区と猿島郡選挙区を合区して、定数を2名にする。

3. 議員定数

62名

4. 選挙区の名称

郡市名で表示されている選挙区名称については、公職選挙法の改正により、市町村単位で選挙区を設定できることになったことから、県民が理解しやすいよう選挙区域内の全市町村名の表示とする。

II. 議員報酬について

議員報酬については、現行では、当分の間、月額10万円を削減することとしているが、本県の財政状況が回復しつつあり、知事等の給与が一部復元したことや、人口規模・財政規模の類似県と比較しても、その額が下回っていることから、速やかに削減額を月額5万円とし、その期間は、今任期中とする。